

小倉りえこの質問及び、区長からの答弁

質問項目：



【学校関連費用の負担軽減】

- 区立中学校の魅力を高める新たな視点としての無償化
- 就学援助の対象者を私学の小中学生にも拡充すべき

【産後ケアの拡充】

- 港区の産後ケア事業に、デイサービス型と訪問型の新設を

【若年層の健康支援】

- 若年層のヘルスリテラシーの向上

* 一般質問とは、区議会定例会の場において、議員が区政に関して広く説明や報告を求めたり、将来に対する考え方などを区長と教育長（教育関連の場合）に質問することです。

学校関連費用の負担軽減について：

【区立中学校の魅力をもつ、新たな視点での無償化を】

子育てにおいて、所得制限の考え方を今一度考える時期になってきています。世帯ではなく、子供ひとりひとりに対して向き合うという姿勢が求められるようになりました。学校教育に関しても、これまでにない方針転換を行うことをご提案させていただきたく思います。具体的には子育てをしやすい環境を構築するため、子供への教育支援を拡充し、将来的には義務教育中の区立学校における教育関連すべての費用の無償化を目指していただきたいと思います。

これまで、港区は就学援助制度で様々な困難を抱えるご家庭に手を差し伸べてきました。経済的に厳しいご家庭への負担軽減という理由はこれまでも多くありましたが、本当にそれだけを理由として挙げるべきか何年も疑問を感じてきました。設置者負担、そして保護者負担、現在は様々なバランスの上に区の教育費という予算で成り立っています。しかし、私は義務教育中の区立学校は、すべて設置者負担という観点で学校教育を目指すべきではないかと考えるようになりました。

港区では区立小学校に進学する子供達は全体の約2/3、区立中学校に進学するのがその約1/2と言われ、今年の4月時点の区立小学生は10,306人、区立中学生は2,189人です。港区の教育の課題のひとつに区立中学への進学率の低さが挙げられていますが、費用の無償化に方針転換することは、特に区立中学校では進学率の向上に繋がるのではないのでしょうか。

現在保護者が負担している区立中学校に係る費用は様々ありますが、その中でも給食、標準服を含んだ学用品、運動用具、修学旅行、部活動など、教育の一環であるものを可能な限り区の予算として計上して良いと考えています。

義務教育は区市町村に設置義務があり、学校経費は原則として設置者が負担することとされています。その中でも、これまで様々な機会に挙げられた議論の中心である学校給食に要する経費に関しては、戦後の昭和29年に制定された学校給食法がベースとなっており、設置者と保護者の負担関係について書かれておりますが、設置者が学校給食費を予算に加えることを禁じているものでもありません。無償化し始めた自治体もたくさん出てきていることから、自治体の決断と方針転換ひとつなのだと思います。

特に、この数年は「食育」という言葉が広く知られ実践されるようになりました。それであれば義務教育の区立学校で提供される給食は、教育以外の何者でもありません。来年度から港区では給食費を学校独自の会計で管理するのではなく、区の予算に計上する公会計化する予定であると聞いています。し

かし来年度予算を考えていく今、港区にはもうひとつの選択肢があるのではないのでしょうか。先ほど申し上げた教育としての「食育」教育費用とし、区が全額負担し無償化するという選択肢は残されているはずです。

昨今、給食費だけがクローズアップされていますが、すべての中学校で導入されている標準服などの学用品においても、考え方を変える必要があると思われます。学校によっては成長して着られなくなった標準服を集めPTAが管理し、通年で希望者に提供しているところもあります。環境への配慮、リサイクル社会という点からも、このような取り組みを区として採用し、購入しなくとも良いという選択肢を作ることができるでしょう。子供達にとっても、次世代に繋いでいくという感覚は、今与えられるだけのものではなく、自ら次に与えていくという教育でもあるのではないのでしょうか。

一方で、様々な理由により私立学校に進学する児童・生徒とその家庭についても、同じ港区民として支援を検討することも必要だと考えます。特に、経済的に厳しい状況にありながらも、私立学校を進学先として選択している家庭があると思います。確認させていただいた範囲では、23区のうち6区が私立学校に進学している児童・生徒についても、経済的な理由で就学が困難な家庭を対象とする就学援助の対象としています。こうした家庭についても、公私立を問わずにしっかりと支援の手を差し伸べるべきと考えます。

Q: 最終的には、入学可否のある私学とは異なる区立小中学校で義務教育を受けている子供達に対し、教育・学校関連の費用をすべて無償にすることで、社会全体で子供の教育を支えていく姿勢が望ましいと、多くの方は考えていることでしょう。今回の無償化の提案は、保護者負担の軽減という観点から脱却し、社会が子供へ直接与える教育の必要不可欠な要素です。できることからひとつずつ、まずは進学率に寄与する可能性が大いにある区立中学校において、可能なことの無償化から始めて、課題を整理しながら広い展開をしていっていただきたいと強く願います。区立中学校の魅力をも高める新たな視点での無償化についてどう考えるか、教育長の見解を伺います。

A: 浦田幹男 教育長

現在、教育委員会では、中学校の保護者に標準服や体育着等の費用負担をいただく一方、体験学習や移動教室、教材の購入等の公費負担に加え、学校給食食材の高騰に対して公費で支援するなどの様々な負担軽減策により、生徒が充実した教育を受けられるよう支援している。今後、GIGAスクールの更なる進展や各学校の特色ある取組を充実させるとともに、新入学生へのリサイクルの標準服や体育着、

体育館履きの提供や裁縫、絵具等の教材のリユースなど、学校や生徒会も関与した学校関連経費の負担軽減策を検討するなど、経済面の視点からも区立中学校の魅力を高めていく。

Q: 現在、就学援助が受けられるのは国公立の義務教育課程に通う子供の保護者です。公私立問わず、義務教育年齢においては家庭の事情に応じて必要な支援を受けられることも併せてお願いしたいと思います。その中でも学校教育法上の教育制度を担う私立学校へ通う家庭への就学援助の対象者の拡充についても、十分に可能だと思われませんが、教育長の見解を伺います。

A: 浦田幹男 教育長

港区に居住する新1年生に占める私立学校に通学する児童・生徒の割合は、令和4年4月時点で、小学校で約14%、中学校で約48%。新型コロナウイルス感染症や物価高騰など、区民生活への影響が長引く中、私立学校に通学する児童・生徒の保護者の中にも、経済的に厳しい状況にある方がいるものと考えられる。こうした状況も踏まえ、公私立を問わず、港区の児童・生徒が安心して学べるよう、就学援助の支給対象範囲等について検討していく。

産後ケア事業の拡充について:

【港区の産後ケア事業に、デイサービス型と訪問型の新設を】

母子に対するきめ細やかな支援として、港区ではこれまで産後ケア事業を徐々に拡充してきました。産後ケア事業は国のガイドラインによると、ショートステイ、デイサービス、訪問の3種類の実施方法があります。

港区では、現在、宿泊型ショートステイ事業を実施しており、区内外の5施設と委託契約を結んでおり、出産病院を問わないのが3施設、産後1ヶ月以内の母子を対象にしているのが1施設、そして産後10週未満の母子対象が1施設です。この5施設のうち区内で利用可能な医療機関は2施設で、両方産後4ヶ月未満の母子が対象ですが、このうち1施設は利用者がそこで出産していなければ利用することができません。これらの施設が必要時にデイサービス型も使えるようになれば、産後の母子健康の向上にも繋がりますし、これから家庭を持つ方、妊娠の予定がある方などに、将来の子育てに安心して向き合えることができます。

家族の都合で宿泊がなかなか難しいという母親の声もあり、日帰りで少し息抜きしたいという形で利用できるデイサービス型の産後ケア事業を港区でも検討すべきと考えます。港区では区内ホテルと連携し区民保養施設として借り上げる事業を実施しました。非常に評判もよく、区民人気も高かったと聞いています。出産後の母子向けとしても同様の区内保養施設として展開することも可能ではないでしょうか。例えば、品川区で実施しているような昼食ルームサービス付きのケアプランなどは、短時間の疲労回復ケア・レスパイトにもつながり、産後の母親にとって喜ばれる取組のひとつかもしれません。

また、授乳中の母親で、誰にでも起こりえることのひとつに乳腺炎が挙げられます。母乳を飲む力が弱い、授乳間隔が開きすぎた、産後の疲れやストレスなどの原因が指摘されています。場合によっては医療機関を受診し、医師や助産師による乳房ケアの指導が必要となることもあります。乳房ケアは個別性も高く、混みあう外来ではなく、慣れ親しんだ自宅に専門家がおもむいて、そこに至る様々な悩みも含めて相談することができれば、母親の育児不安の軽減につながるのではないのでしょうか。

Q: 港区でも、医師や助産師などと連携を取り、産後の母子の身体的精神的なニーズを踏まえて、ショートステイ事業だけでなく、デイサービス型や訪問型などの多様な選択肢をサービスとして提供すべきだと思いますが、区長の見解を伺います。

A: 武井雅昭 区長

区は、国が示す産後ケア事業のうち、宿泊を伴う短期入所型を令和2年4月に開始した。令和3年度の利用者は174人と、前年度に比べ倍増しており、産後の母親の心身のケアに一定の効果を上げている。通所型や訪問型の産後ケア事業は、宿泊が難しい方でも、短時間の利用や乳房ケアなどを自宅で安心して受けられるなど、より多くの区民の利用が期待できる。今後は、区民ニーズの把握や先行自治体へのヒアリングを実施し、通所型や訪問型の実施に向けて検討していく。

若年層の健康支援について：

【従来の発想にとらわれない、新たな視点のヘルスリテラシー】

来年度から東京都が3年間の事業として高校生世代の医療費を無償化する方針を示しました。23区特別区長会でも、区が自主財源を上乗せで賄うことも決定しました。3年間という期限を決めた理由は明確になっていませんが、東京都が決定した助成制度であれば、継続可能な制度設計として東京都がその後も責任を持って財源を確保し担っていくべきものですので、武井区長には23区特別区長会の副会長として、しっかりと東京都に訴えかけを続けていただきたいと思います。

港区では、これまで生活習慣病の早期発見の目的で30（さんまる）健診を行っていますが、生活習慣病のリスクが高まるのは40代以上ということは、これまで国や学会などから科学的根拠が示されており、単純に対象年齢を拡大させるのは税金のばら撒きに他なりません。むしろこうした健診のスキームを活かしつつ、若年層の健康意識を向上させる要素を加えるなどという発想の転換が必要ではないでしょうか。東京都の医療費無償化の動きは、こうした若年層に必要な健康支援は一体何かを考えるよい契機かと思います。

ただ、10代後半から20代の若年層は、有病率も他の年代に比べて低いことから、健康に関する啓発が一番届きにくい年代であると言えます。その中でも、梅毒等の性感染症はコロナの影に隠れてしまっていますが、男女共に確実に増えており、予定外の妊娠や社会情勢や雇用状況の変化等でメンタルヘル스에不調をきたすことも増えており、しかしながら健康や美容のモチベーションは高く、ライフスタイルの充実に関心を高く持っている世代でもあります。

若年層の健康意識とは、我々より上の世代、いわゆる生活習慣病の高いリスクを抱える層とは異なる視点を持っています。デジタルネイティブ、生活に影響するテクノロジーの変化によるヘルステック、健康を楽しく格好よくという年代、そして同時に情報過多による情報取捨選択に悩みやすい年代です。

大きな病気や怪我の経験、親元を離れた生活、社会人になるなど、大きな環境変化で初めて意識が高まることもあります。若年層がそうしたことがきっかけで自らの健康問題について考え、適切な行動を取れるよう、ヘルスリテラシーの向上に行政としても働きかける必要があるのではないのでしょうか。

Q: 若年層のヘルスリテラシー向上のため、区は従来の発想にとらわれず、新たな視点で健康支援を展開すべきと思いますが、区長の見解を伺います。

A: 武井雅昭 区長

区が、従来から20歳以上の区民に実施している子宮頸がん検診では、若年層の受診率は低迷しており、健康意識の向上が課題。区は、令和5年4月に高校生等医療費助成を開始し、青年期世代の健康を守り、病気の早期発見などにつながるよう支援する。本年度は、新たな取組として、8月に、高校生を対象に健康について仲間と一緒に考える参加型のイベントを実施した。そこで出されたアイデアは、区の健診の啓発などに活用する。今後も、若年層が自らの健康に関心をもち、適切な行動を取れるよう、行動特性を踏まえた事業の工夫に積極的に取り組む。